



	① 質問方法	仕様書等の内容について質問がある場合は、原則として指定の質問書によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。 (組合ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可。) 【URL : <a href="https://www.adachikouiki.lg.jp/">https://www.adachikouiki.lg.jp/</a> 】
	② 質問書送付先	安達地方広域行政組合消防本部警防課 電話番号 : 0243-22-1211 FAX番号 : 0243-22-1355 メールアドレス : fd.a-keibo@adachikouiki.lg.jp
	③ 質問期限	令和5年6月9日(金)正午まで
	④ 質問書回答日	令和5年6月12日(月)午後5時まで
	⑤ 質問に対する回答方法	質問書に対する回答は、質問書回答日までに質問者に対してFAX又は電子メールで回答するとともに、組合ホームページに掲載する。
	入札参加の申込手続	
14	① 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託等制限付一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>・宣誓書(指定様式)</li> <li>・資格要件⑦で定める契約実績を証明する書面(写)</li> <li>・返信用封筒(長形3号の封筒にあて先を記入し84円切手を貼付したもの)</li> </ul>
	② 提出方法	組合指定様式により郵送、又は持参すること。 (組合ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可。) 【URL : <a href="https://www.adachikouiki.lg.jp/">https://www.adachikouiki.lg.jp/</a> 】
	③ 提出先	〒964-0891 福島県二本松市大壇27番地 安達地方広域行政組合消防本部警防課 電話番号 : 0243-22-1211 FAX番号 : 0243-22-1355
	④ 申込受付期間	令和5年6月1日(木)午前9時から 令和5年6月13日(火)午後5時まで
15	参加資格の決定	令和5年6月16日(金)までに制限付一般競争入札参加資格確認通知書を提出者に対し通知する。
16	欠格説明要求期限	令和5年6月19日(月)正午まで
17	欠格説明回答期限	令和5年6月21日(水)
18	入札保証金	減免とする。 ただし、落札者決定後契約締結をしない場合には、落札者に対して落札金額(消費税及び地方消費税額を含む。)100分の5に相当する額の納付を求める。
	入札方法等	
19	① 入札方法	会場持参方式による入札 (当該公告に記載された入札日時までに入札場所へ集合すること。)
	② 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書</li> <li>・委任状(指定の様式で代理人を立てる場合のみ提出)</li> </ul>
	入札日時等	
20	① 日時	令和5年6月23日(金)午後2時
	② 場所	福島県二本松市大壇27番地 安達地方広域行政組合消防本部 2階会議室
21	入札回数	各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行うこととし、その回数は2回を限度とする。

22	入札書の記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か非課税業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
23	落札者の決定	予定価格以下の最低価格入札者を落札者とする。
24	入札の無効	安達地方広域行政組合競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。 ① 11項に記載のある入札参加資格要件を満たさない者のした入札 ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められる者のした入札 ③ 入札者の印が無い又は欠けている入札書により行った入札
25	契約事項	契約については、安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）及び安達地方広域行政組合物品購入契約約款（平成23年安達地方広域行政組合告示第10号）に基づき契約を締結する。
26	契約確定の時期	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が記名押印したときに確定する。
27	契約保証金	契約を締結しようとする者は、安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）第2条で準用する二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第88条の規定により、請負代金または契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社を言う。）の保証に係る証書を提供すること。 なお、契約保証金の減免については、同規則第90条の規定に基づくものとする。
28	前払金の支払	無
29	その他	① 組合指定様式は、組合ホームページ「入札・契約関係様式一覧」からのダウンロードにより取得すること。 【URL： <a href="https://www.adachikouiki.lg.jp/">https://www.adachikouiki.lg.jp/</a> 】 ② 当該入札公告に記載する内容のほか、当組合の入札・契約関係法令及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。 ③ 事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 ④ 安達地方広域行政組合物品購入契約約款の規定によること。